

新 危 対 第 5 号

平成 29 年 4 月 10 日

各区自治協議会長 様

新潟市国民保護協議会

会長 新潟市長 篠 田 昭

(担当：危機管理防災局危機対策課)

新潟市国民保護協議会委員の推薦について (依頼)

日ごろ、市政運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、別紙のとおり平成 28 年 9 月 1 日からご就任いただいた国民保護協議会委員につきまして、自治協議会委員に再任されない場合は同時に国民保護協議会委員も終了することとしております。

つきましては自治協議会委員の改選に際し、現委員が自治協議会委員に再任されなかった場合には、貴機関の委員から引き続きご就任いただくため、別紙 1 により適任者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、推薦にあたっては、大変お手数をおかけいたしますが、別紙 2 により本人の同意を確認のうえ、あわせてご提出くださいますようお願い申し上げます。(再任される場合は、その旨を電話、メール又はファックスによりご回答ください。)

記

1 任期

委嘱の日から平成 30 年 8 月 31 日まで

ただし、自治協議会委員の職にある期間

※ 委嘱状の交付は省略とし、通知をもってこれに充てます。

2 職務

市長の諮問に応じて新潟市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項（新潟市国民保護計画など）を審議します。

3 協議会の開催予定

平成 29 年度中に協議会の開催予定はありません。

4 報酬

「新潟市国民保護協議会」にご出席いただく場合、規定により報酬が支払われます。(国・県・

市の機関は除く)

5 回答期限

平成29年6月23日(金)までとさせていただきます。

別紙1・2に記入押印のうえ郵送でご提出願います。

(再任される場合は電話、メール又はファックスによりご回答願います。)

6 その他

- ・本市では附属機関の委員として重複できるのは3つまでとなります。推薦に当たっては3つ以上の重複にならないよう配慮をお願いいたします。
- ・本市では、審議会委員女性率45パーセントを目標としております。何卒ご理解いただき、積極的に女性の適任者をご推薦くださいますようお願いいたします。

7 添付資料

- (1) 新潟市国民保護協議会委員名簿
- (2) 国民保護法(抜粋)
- (3) 新潟市国民保護協議会条例

担 当	新潟市危機管理防災局 危機対策課 阿部 電 話 : 025 - 226 - 1146 (直通) F A X : 025 - 224 - 0768 メール : kikitaisaku@city.niigata.lg.jp
--------	---